

未登記家屋名義人変更届出書について

(旧名義人死亡の場合)

1. 条 件

- ・未登記物件であること。

2. 届出方法

- ・未登記家屋名義人変更届出書に必要事項を記入の上、実印を押印してください。

3. 添付書類 (下記の①～④の全てが必要です)

※原本還付を希望される場合は、必ず原本と一緒にコピーしたものを提出してください。

- ①●遺産分割協議書が有る場合は、遺産分割協議書
※副本を提出してください、但し必ず原本と同時添付してください。
確認後、原本はお返しします。
- 遺産分割協議書が無い場合は、添付の未登記家屋名義人変更承諾書
※法定相続人全員の実印を押印してください。
- 相続放棄をした方の氏名が遺産分割協議書に記載されていない場合は、相続放棄をした旨を示す 証明書 各1通
- ②法定相続人全員の 印鑑証明書 各1通
※コピーでも受付可能ですが、必ず原本と同時添付してください。
※法定相続人が1人で承諾の必要がない場合、添付する必要はありません。
- ③旧名義人の法定相続人全員を明らかにする 戸籍(除籍)謄本 各1通
もしくは、法務局が発行する法定相続情報一覧図
- ④新名義人の 住民票 1通 又は 戸籍の附票 1通

4. 備 考

新名義人での課税は賦課期日を基にした翌年度からになります。

未登記家屋について

未登記家屋は法務局に登録のない家屋となります。
和泉市に所在する未登記家屋の名義変更は、別紙「未登記家屋名義人変更届出書」及び添付書類により、和泉市役所 税務室資産税担当での手続きが必要になります。未登記家屋は、家屋番号の記載のない家屋になりますので、以下の方法でご確認ください。

家屋番号の確認方法

◆固定資産税・都市計画税 納税通知書／名寄帳による確認方法

令和〇〇年度 固定資産税・都市計画税 課税明細書／名寄帳兼課税台帳

物件区分	所在地 町丁目	登記地目	課税地目	主体構造
物件番号	地番	種類	建築年次	屋根
		家屋番号		地上／地下
土地	〇〇町〇〇丁目	宅地	宅地	
	123			
家屋	〇〇町〇〇丁目			
	123	居宅	S〇〇	
		123		

↑

ここに数字が入っていない家屋が未登記家屋です。